

「笑の会（えみのかい）」のご案内

●会員特典

- ・出演公演のチケットの手配
- ・オリジナル会員証の発行
- ・メールアドレス登録の方へ、各種案内・画像コンテンツなどの配信
- ・お知らせ号等の会報の発行
- ・グリーティングカードの発行（年2回）
- ・イベントの開催
- ・A n d m o r e

●会費

- ・入会金：2,000円　・年会費：8,000円
（ただし、毎年1/1～12/31を一年とする）

●入会方法

- ・ホームページから空メール送信または郵送
- ・郵送の場合は90円切手を必ず同封して、下記の住所までお問い合わせください。
- ・〒100-8691 郵便事業（株） 銀座支店 私書箱第72号
「笑の会」事務局
- ・後日、入会申込書を返送いたします。
- ・その後、入会申込書のご提出等、所定の手続完了後に入会となります。
- ・ご入会には振込手数料がかかります。

●会員規約

・第1条（名称）

本会の名称は「笑の会」（以下「当会」と表記）とします。

・第2条（目的）

会員の皆様とともに市川笑也を応援することを目的とします。

・第3条（会員）

本規約において「会員」とは、当会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、所定の方法にて入会を申込み、当会がこれを承認し、入会金および年会費を納入した個人としますが、当会の判断により、入会を認めない場合があります。

1. 会員は下記の条件をすべて満たすものとします。

1. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
 2. 国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つ者。
 3. 法人でなく個人であること。
 4. 入会金・年会費・チケット代金等を指定の期日までに指定の方法で当会に入金すること。
 5. 過去に強制的に、当会または市川笑也ファンクラブを退会処分にさせられたことが無いこと。
 6. 当会にて入手した、または入手しようとするチケット、もしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売した、あるいは転売しようとしたことがないこと。
 7. 個人で楽しむ以外の目的で、会員の地位や権利を利用しないこと。
 8. 当会が会員であるか否かの確認を必要と判断した場合には、当会の求めに応じ、会員証またはその写しを当会に提示すること。
2. 住所・氏名・電話番号・その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに当会の定める変更届けを提出すること。会員から前項の届け出が無く、会報やチケット等の送付物が延着および未着となった場合は、当会は一切の責任を負いません。
 3. 会員は会員特典を受けることができます。会員特典の内容は随時変更されます。
 4. 会員期間は、毎年1月1日から12月31日の1年間とします。
 5. 会員を継続する場合は、指定された期日までに年会費を納入します。
 6. 当会は会員に対して会員証を発行します。
 1. 会員証は初回郵送時の破損事故を除き、再発行はいたしません。破損した場合、速やかに当会に連絡してください。
 2. 会員証を再発行する場合、会員は所定の再発行手数料を、当会事務局が別途指定する方法で支払います。
 3. 会員証は、他人への転売・貸与・譲渡はできません。

・第4条（禁止事項）

会員は、以下に該当する行為を禁止します。

1. 第2条の目的に反する行為。
2. 会員資格の売買・譲渡・名義変更・架空名義の使用・名義の借用・住所や電話番号の借用。
3. 当会の発行するすべての会報、オリジナル商品の無断複製、転載および再配布する行為。
4. 当会から会員へ告知する全ての媒体上の情報を、他のあらゆる媒体に、事前の当会の許可なく転載すること。
5. 市川笑也の財産・名誉・信用・プライバシー等の権利を侵害、及び、個人情報に抵触する行為。

6. 当会に係わる全ての方々の間にて、互いに名誉・信用を傷つけるような行為。
7. ファンとしての品位を欠く行為。

・第5条（会員資格の喪失）

以下の項目に該当する場合、当会は会員資格を抹消することができます。

1. 会員が退会を申し出た場合、会員が当会からの退会を希望する場合、有効期限満了後は退会手続き完了後の会報送付を停止し会員の権利・地位を失います。ただし、会員が本規約第5条2項により強制的に退会させられた場合はこの限りではなく、強制退会処分を以って会員の権利・地位を即時に失い、以後一切の役務の提供を受けることはできません。
2. 強制的な会員資格の抹消、以下の項目に該当する場合、会員は催告なく即時に会員の地位や一切の権利・債務を自動的に失うものとします。
 1. 入会後に第3条1項の条件を満たさなくなった場合。
 2. 会員が前条の禁止行為を行った場合、その他本規約に違反する行為をした場合。
 3. 会員もしくは入会申し込みをした者が、各条件を満たしている場合でも、会員を退会処分とする場合があります。
3. 会員が資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、支払い済みの入会金および年会費の返還はできません。また、退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。

・第6条（免責）

1. 市川笑也および事務局は、当会のサービスに関し、原則的には責任を負わないものとします。
2. 当会運営および会員に関する質問は、当会事務局のみにて受付けします。
3. 会員に送られるすべてのお知らせ号などは、登録された住所宛てに郵送されるものとします。郵便による通知は、それが投函された日の3日後に送達されたものとみなします。なお、当会がチケットの簡易書留での発送を証明するには、発送した封筒が届け出住所地に正しく宛名され、投函されたことを明らかにすれば免責されるものとします。お知らせ号などが延着、および未着の場合は速やかに当会事務局まで連絡してください。
4. 申込期限のあるお知らせ号等を確認しないままその期限を過ぎた場合、お申込みの権利は消失します。受付締め切り後のお問い合わせはお受けできません。
5. 公演日の指定されたチケットなどの郵便物を、不在等の理由で受け取らないまま公演日を過ぎた場合はすべて無効となり、代金の返還はいたしません。
6. 当会事務局がお知らせ号などの会報以外の手段で告知した場合、会員が当該媒体を受理できる環境にない場合であっても、会員は何等異議を唱えることはできません。
7. 公演などの告知は、市川笑也、事務所等の確認承諾を経てからになりますので、他の媒

体からの情報が早い場合があります。

8. 当会で購入したチケットが他の経路より入手されたチケットよりも前方の指定座席であるとは限らず、これに何等異議を唱えることはできません。当会で複数枚購入したチケットは、必ずしも座席を連番で用意できるわけではありません。
9. 金融機関の手続きの不備や事故に関して、当会事務局では責任をいません。

・第7条（個人情報）

当会は原則として、会員の個人情報を、当会のサービスの提供以外の目的のために利用しないと、第三者に開示、提供しないものとします。

・第8条（紛争の解決）

1. 当会運営に関して、本規約または当会事務局の指導により解決できない問題が生じた場合には、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

・第9条（本規約の追加、変更）

本規約の変更・追加は当会が行い、会員にその都度、変更・追加事項を通知するものとします。

・付則

この規約は平成23年1月1日から施行します。

この規約は平成25年1月1日から一部改訂します。